

解題

武田, 和哉
大谷大学

<https://doi.org/10.15017/27497>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 40, pp.92-103, 2012-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

解題

武田 和哉

はじめに

本論考が提出されて以来、約四五年の歳月を経てここに公刊されるまでの間、主に考古学的新知見をはじめ、契丹・遼史の研究は大きく進展した。さらには、世相等の変化に伴う歴史学全体の研究動向・志向の推移も大きい。このため、突如として出現した本論考の主旨を理解し、そのエッセンスや独創点を評価して現在の研究状況の中へ組み入れていくには、当該研究の進展・展開の概要を参照する必要がある。その一助と為すべく、解題を付すこととしたい。

「序論」について

序論では、著者の問題意識が提示されている。当時の契丹・遼史の研究では、契丹八部をはじめとする契丹人社会の社会構造や部などの社会組織の考察と、社会制度に根ざした統治制度の解明などの点に主目標がおかれていた。本論でも多く引用されている島田正郎をはじめ、愛宕松男・田村実造らの研究がその中心を占めている(Ⅰ)。これらを踏まえつつ、論考前半では著帳集団の性質と統治機構内部で果たした役割の分析が行われ、課題提起がなされている。

本論考に先行する研究成果の中で、契丹八部を如何なる社会集団と規定するかというテーマは、島田正郎・愛宕松男

の間で既に論争があり(Ⅱ)、島田は部族的集団、愛宕は民族的集団として捉えた。その際に島田が根拠に挙げた、当時の社会にはシャーマンなどの職能者の存在があるので階層的な社会とみなしうるとした点の妥当性、また愛宕が「フラトリ・トーテムズム説」により八部を民族的集団と規定した点などは、後年に異なる見解が提示されている(Ⅲ)。

また南北二重(二元)官制に関しては、既に津田左右吉らの研究があるもの(Ⅳ)、北面官が契丹人など遊牧民統治を、南面官が漢人など定住民統治を各々担当したとする『遼史』百官志の記述を安直に受け入れた内容であり、歴史的变化を評価できていない側面があった。その点は、のちにこうした問題点を指摘する見解が提出されているが(Ⅴ)、本論考が当時の先行研究に一定程度依拠している点は致し方なからう。ただし、著者自身はこうした点が存在することに概ね気付いており、百官志の記事以外に列伝等の情報も総合的に分析検討する必要性を述べている(9頁15行より)。

さらに、遼朝(契丹国)(以下「遼朝」と略称)をいかなる国家と規定するのか、という最大の命題についても言及する。この問題はウイットフォーゲルらによる「征服王朝論」が発端となり、日本の研究者もそれに触発される形で戦後の一時期には活発な議論が行われた(Ⅵ)が、研究者によってその規定は異なっている(Ⅶ)。その後は当該分野の研究者数の激減もあり、この問題を正面から扱う研究は出現していない。それはこれらの課題が一定の解決をみたのではなく、むしろまだ山積していることを意味している。殊に、近年の考古学的成果の蓄積は顕著であり、新知見の中には従来の見解を覆す内容も含まれていることから(Ⅷ)、今後は各種の新知見を踏まえた議論が重要であり、その際には「征服王朝」という用語の妥当性も再検討されるべきである。その意味では、本論考にて「遼朝をどの系列に入れるかについてあまりにこだわるのはかえってその真の性格を見失わせることになるような気がする」(10頁17行より)と述べている点は、まさしくこの問題の要所的確かつ端的に衝いたもので、著者の卓越した認識感覚を示しているよう。

「第一編 北面官制における著帳官の持つ意味」について

この部分は論考の前半部分の中核で、著帳の分析に費やされている。この著帳は、以前から諸先学も注目するものであつて、特に島田正郎による研究がある^(区)。本論考では島田の説の疑問点を鋭く指摘し、その上で自説を構築している。その指摘の多くは、史料解釈と評価に関わる内容であり、概ね肯定することができよう。特に、著帳官の任用事例を『遼史』の各所から丹念に拾ひ、その傾向を帰納的に分析した結果、「著帳戸司の官職は著帳郎君より任用せられ、著帳郎君院のそれには、百官子弟(中略)が任用せられて著帳郎君の控制にあつてゐた。そして彼等は、著帳官をふり出しに、国家の大官へと出世していったのであつた。」(27頁14行より)ことを論証した点は秀逸である。

さらには、著帳官制の起源と沿革にも分析の目を向け、「これが遼朝の朝官のはじまりであつたかもしれない。腹心の性格は『遼史』卷七三 蕭敵魯伝に「総宿衛」とあるごとく、太祖の身辺の護衛その他宿衛のことに任じたものであり、まさに「腹心」であつた。この腹心部が以後太祖直屬として、軍事的にも大いにその力をふるうことになる。よつて腹心部は、これを幹魯朶のおこりと見るのが定説となつてゐるが、私はこれは同時に著帳の起りでもあつたと思つてゐる。」(29頁20行より)とする指摘は、類似した性格を持ち、かつ後代のモンゴル帝国にも引き継がれて重要な役割を果たした「幹魯朶(オールド)」^(区)制度の研究においても注目すべき視座であらう。

ところで、本論考の公刊に際して森安孝夫教授が寄せられた序文「加藤修弘卒業論文の公刊にあつて」においても説明されているように、本論考は執筆着手の二年近く前に発表された島田正郎論文「遼朝御帳官攷」(以下、「島田新論文」と称する)については把握できてゐない。実は島田新論文ではあらためて著帳官に関して言及しており、前の論文で提示した見解をかなり修正した内容となつてゐる。

例えば、著帳官の出自に関しては本論考が疑問ありと縷々指摘している箇所は、島田の前論文ではあまり詳細な事例検討を行わないまま著帳官が著帳戸出身者に限られてゐるとしてゐた。しかし島田新論文の中ではそれを修正し、聖宗朝あたりより百官の子弟が任用されると述べるに至つてゐる。このほか、本論考が御帳官(著帳官とは関係が深い)に関する分析に関して、それが『遼史』卷四五 百官志一に「北南部族為護衛」とみえつつも実態はそうではなく、横

帳と国舅族の出身者が多いことについて、「いわゆる御帳官は横帳・国舅帳などの帝室と特別に関係の深い家柄の者にほとんど独占されることとなるのである。」(40頁14行)との指摘をしているが、島田新論文においても同様の結論に達している(Ⅻ)。

島田新論文において著帳官に関する見解の修正が行われたこと、さらに著者が本論考においてそれを把握し損ねていたことが重なり、一見すると島田新論文と本論考には、類似した結論や指摘がいくつか存在している点は否めない。しかしながら本論考には独自の視点が存在し、その立場から論じられた重要な指摘が多く存在する。

まず最も重要な指摘としては、「著帳戸司と著帳郎君院の二つの官職に任用せられた者を調べた結果、次のような事がまず言えるようである。すなわち、著帳戸司の官職は著帳郎君より任用せられ、著帳郎君院のそれには、百官子弟(実際にはそれはもつと広く、奚人にまで及んでいたことは先に述べたごとくである。)が任用せられて著帳郎君の控制にあたっていた。そして彼等は、著帳官をふり出しに、国家の大官へと出世していったのであった。」(27頁13行)と述べて、著帳戸司と著帳郎君院との任用上の違いを明確に指摘した点であろう。

次いで、景宗朝あたりに侍衛の再検討がなされた点を指摘した点(32頁10行)や、さらには聖宗朝における奚人の任用事例をもとに考察を行った結果、「我々はかくて、異族の奚人を支配する為に著帳官の持っていた重大な役割を見出さぬわけにはいかない。すなわち奚人の有力者の子弟は若いうちにまず皇帝直下の著帳に入り身辺の世話をするにことよつて、また奚人のより低い者でも何かの折にあげられて護衛などの任にあたりながら皇帝と個人的な紐帯を作り上げる。こうして皇帝は異族出身者でありながら、自分と個人的に結ばれた官僚予備軍を所有することになる。皇帝はその予備軍の中から適当な人物を選び出して奚族の治政にあたらせるのである。また、有力者の子弟を自己の著帳下に入れておくことは、きわめて有効な人質ともなつたと思われる。ここで著帳の北面部族支配に持つ大きな意味がはつきりしてきたのである。五院部・六院部その他契丹諸部族に対する支配においても、著帳官の持つ意味は本質的にこれとかわらなかつたと思う。」(34頁19行)と論じ、著帳官制度の本質に鋭く迫る分析を行っているなどの点があげられる。

このほか、著帳官制の歴史的变化を追うくだりの中では興宗朝における制度変質の兆候について捉えた箇所があり、「興宗の重熙年間より、側近の著帳官は国舅帳・横帳といった一部の勢力ある家柄に独占され、聖宗が太祖以来の腹心の伝統を發展確立した北面部族支配の爲の著帳官制は、早くも崩れていったのだと考えてよいのでは、あるまいか。この傾向は次の道宗朝にも通じてみられるものであり、その結果として遼朝の中央権力と、被支配遊牧部族の間には深刻な間隙が生じ、金の勃興にあたって、全遊牧部族の戦力を糾合することができずもろくも崩壊していく原因となっていたのである。」(37頁12行より)と遼の著帳官制度の限界に関する見解も提示する。この他にも、オリジナル性の高い指摘は随所に見受けられる。紙幅の都合からそれら全ての列挙は割愛するが、いずれも本論考の考察・分析により導き出されたものであって、著帳官制に関する研究の進展として貴重な内容である。

ところで、本論考は著帳官制度の分析を通じて、聖宗朝における制度変革を突き止めたが、これについては対外関係の変化が背後にあると考える見方が最近では有力である。特に二一世紀以降の契丹史の研究では、北宋との間に澶淵の盟が締結された長期政権でもあった聖宗朝の動向と対外関係、さらには安定的和平により生じた政治・社会制度等の変質について評価・考察をする論考が数多く提出されており^(註)、特に国際関係とその影響については、唐朝滅亡以降の新国際秩序の研究とも関係して、現下の重要な研究課題のひとつである。加えて、大きな社会的要素として仏教の興隆がある。民族を超えた社会的紐帯として機能した仏教に関しては本論考の扱うところではないが、近年注目すべき成果が上がつている点を紹介しておく^(註)。

最後段では、後代のモンゴル帝国の *Nokor* との比較を試みる。護雅夫の研究^(註)を引用しモンゴル帝国初期における主従関係の形態を整理しつつ、遼の著帳との類似性を指摘する。すなわち「遼の著帳がその成員に百官子弟から没籍人戸までを含んでいたという一見妙な性格も、*Nokor* がその成立事情として対等の関係から、隷属関係まできわめて多様なものを含んでいたことと比べ考えると決して北族においては異例なことではなかったことが解る。」(46頁8行より)とし、さらに「又、著帳官の任務も、百官志の官名より推察する限りは、家内雑役と称してよい種類のことであつ

た。また遼朝にあつては親衛兵としての役職は、御帳官として特別に著帳官とは区別されていたが、その起源は等しく太祖の腹心部であり、両者に仕事内容以外の本質的な差はなかったことは前述したとおりである。」(46頁11行より)と結論する。こうした意欲的な論及については、森安教授の序文において、その先見性と意義が高く評価されている通りである。

「第二篇 遼代契丹部族と部族官制」について

本篇では部族制度と官制について検討が行われている。冒頭では島田正郎の先行研究を引用・点検し、それに対する私見を述べつつ自説を構築する手法で本論が進められているが、当時契丹部の部族制に関して島田と論争していた愛宕の見解に対しては全く言及がない。この重要問題を全て総括するには、恐らくは膨大な紙幅と論及が必要であつたと推測されるから、卒論としては敢えて対象を絞つたのかもしれないが、本来的には主要な先行研究の把握・評価は必要である。

ついで、部族制度の分析の始めとして、迭刺部の部長であり、かつ北面朝官としても扱われている北院大王・南院大王に関する検討がなされている。この職位の存在とその役割に関しては、島田をはじめとする諸先学は意外にも論及の的とすることがなく、遼朝の主要官制の中では研究対象としては取り残されていた感があつた。後年にはそれを主題として扱う研究が提出されているが^(註)、その結論は本論考とは異なる内容である。

本論考では先の著帳の分析と同じく、北院大王・南院大王の任用事例について『遼史』各所の記述を収集し、それを帰納的手法で分析する。その結論は概ね以下の二点に集約される。すなわち「そもそも太祖・阿保機の家柄は決して迭刺部内の有力家系ではなかったから、のちに勢力擡頭した時も、迭刺部内の旧大勢力に対する処遇が問題となってくる。その時太祖のとつた手段は懐柔策であつて、旧勢力を自己の空想上の祖先と結びつけ皇族に列することにより自己の勢

力下にそれを吸収しようと計ったのであり、その結果成立したのが二院皇族帳である。以上のような島田の推論は恐らく正しいであろう。」(53頁2行より)とすると、「以上によって、二院皇族の本態が実は旧迭刺部内の実力者の家系に他ならない、という結論を得たが、そこで次に二院皇族出身の北・南院大王をその家系のつながるかぎりつなげてみると、二六名の全てが三つの系列にはつきり大別されることがわかる。」(53頁8行より)の二点である。

ところで、この分析を行う際に際してはひとつの前提があり、それは島田が主張していた所説である。すなわち、『遼史』に見える皇族の系譜はいわば虚構であり、それは島田が「新興勢力」であったと見なす太祖が、建国に際して迭刺部内の旧勢力と妥協をした結果、旧勢力を「皇族扱い」に仕立て血縁的系譜を「擬装」することで待遇することにしたとするのがその主旨である(四)。本論考はその立場を踏襲し、その視点に拠った上での見解を提出している。

しかし、島田の説は何らかの史料的根拠を持つている訳ではなく、各種の推論等を総合した結果によるものである。確かに様々な示唆に富んだ説ではあるが、やはりひとつの試論として分別ある扱いをすべき性質のものであるから、かかる所説に完全に依拠した上での論の展開には、些か難があると言わざるを得まい。さらに、近年では遼朝皇族の墓誌の出土事例が度々報告されており、その記述をもとに宗室に近い皇族の系譜もかなり復原されてきている状況にある。島田説や本論考で取り上げられた比較的遠い血縁とされている所謂「二院皇族」に関する系譜も、今後出土文字資料によって復原される可能性もあるので、現状では新出資料の動向を見守ることが肝要かもしれない。

さて、この北・南院大王の分析に続き、大王と節度使の実態についても言及を行う。この部分では、北院大王と南院大王を含む「大王」職全般に関する見解をまとめようと意図してはいるものの、その内実は北院大王と南院大王の分析に依拠した内容である。よって、それを以て直ちに「大王」の事例全体に敷衍する手法については、史料が僅少であるという制約もあるため致し方ない面は理解できるものの、やはり些か問題があるう。

それから、「収租に関与した」という指摘自体は興味深いが、「中央から派遣した官吏」とみなしている点には再検討が必要である。本論考による分析では、遼朝において頻発した宮廷叛乱において幾たびか主導的な役割を果たして事態

を收拾した北・南大王の役割に関する評価が必ずしも明確ではなく、宋人の記録に見える「南北二王、陸梁として制し難し」（『乗輅録』）という記述等への顧慮もない。こうした点を踏まえれば、「中央派遣の官吏」という評価はやはり妥当ではない。実は、こうした部分については著者自身も本論考の後段部分では実質的にそれを認めてしまっているようにも読める箇所もあって（58頁13行〜20行）、この点に関する論証では、論旨が首尾一貫していない状況が看取される。末尾には「部族と契丹人について」という項目を設けて、当時の部族社会に生きた契丹人の実態についての分析を行っている。個人と社会集団、さらには国家との関係について考察する内容となっている。このくだりについては、著者自身あるいは著者と同じ世代の研究者が強く抱く問題意識が滲み出ているように見受けられた。現時点で概ね四〇歳代より以下の研究者には希薄な意識であり、執筆者の心理的背景にある当時の世相との違いを感じずにはいられない。研究の志向としては重要かつ真摯な取り組みとして評価できるが、一方ではこの部分では論証に苦勞している面も見受けられる。部族の実態に迫ろうとした部分は意欲的ではあるとしても、やや空振りの観も否めない。また理念先行的な結論内容となっているので、冷静な検討と着実な論証過程がさらに必要であろう。

「補章 遼室と迭刺部」および「結論」について

「補章」部分では、遼室と迭刺部との関係について言及がなされているが、前述のように島田説に依拠した部分のみられ、論証は必ずしも十分ではない。ただ、本論考とは別の論考として十分な論証の展開がなされたならば、興味深い結論が導き出されていたのではないかとも思われるので、その点は残念である。

「結論」の部分では、まず部などの集団に関する評価が提示されている。「遼代における契丹人社会には、もはや従来の氏族共同体的な、血縁関係によって結ばれた部族は存在しなかった。」とし、続いて「しかしながら、それは決して遼朝が中央権力によって部族を解体したためではなく、遊牧民族としての契丹人の経済的な歴史の中においてすでに

かかる変化が生じていたことを示すものである。すなわち、遊牧社会の構成単位はそれまでよりずっと小さくなり、部族全体が一つの紐帯で結ばれるということとはなくなっていた。しかしながら、部族は未だ伝統的な地縁集団としての性格を完全に失ってはおらず、部内においては、力のある一族一家が部族の指導力を握っていたのである。」(76頁4行より)という見解を提示する。その上で、いくつかの結論を提示する。これらの中で特に注目したい点は、政権は部内の実力者に対しては妥協策に終始したとし、その証左こそが「世官制」であり、さらにその世官制だけでは政権との結びつきが不十分であるので、「そこで、単なる妥協と同時に、恩恵としての意味をそなえながらもかなり強い中央権力によって部族有力者を皇帝と個人的に結びつけようとする、それが著帳官制の目的であった。」とし、また「帝国の発展により、より広範な支配を行う必要が生ずると、被支配部族をもかかる擬制家族的紐帯でつなぎ、それを皇帝中心の家産制的支配の中にくみこむための積極的な手段」とした点であろう。(76頁17行より)。この見解は、『遼史』の各所に垣間見える当時の諸相を伝えた部分を腐心して収集・分析した本論考の作業の積み重ねの上に立脚したものであり、相応の説得力を持つ内容である。本論考の重要な指摘として評価されるべきである。

ただし、島田が主張する「太祖」と「旧勢力」の闘争を想定する推論に依拠して、それを著帳制度の淵源のひとつとして見なす視座を構築したことが影響し、やや結論が不安定になっている点は否めない。

小 結

本論考には、特に著帳に関する分析と考察に関して注目すべき内容があり、今日公刊するにふさわしい研究成果が含まれている。それは、この論考が半世紀近くも前に一学徒により卒業論文として編まれ、論証や論の展開などの一部にやや未熟・曖昧な点が散見されることを差し引いたとしても、評価されるべきことに変わりはないであろう。

長い年月を経て出現した本論考の中に、新たな研究成果や注目すべき視座が見出し得るということに関しては、もち

るん著者の着眼点と論理の秀逸さを挙げなければならないが、次いで指摘しなければならないことは、契丹・遼史の研究が基本的部分においてもまだ課題が多く存在しているという厳しい現実がある。さらには、内陸アジア史全体の中において、諸制度の比較研究がまだ進捗していないということもある。

一九七〇年前後を境として日本における契丹・遼史の研究論文は激減し、後続の研究者も僅少な状況が二〇世紀末頃まで続いた。その間に、戦後活発に行われた前述の諸先学による研究成果や議論は、いわばほとんどが途中放棄されたような状態となり、そのまま今日に至っている。今世紀に入り、契丹・遼史の新たな研究者が出現している現状でも、これらの基本的課題の「宿題」が正面から扱われる機会はきわめて少ないと言える。

そもそも、契丹・遼史の研究分野とは、東アジアや内陸アジアにおける他の地域・時代の研究課題の理解にも密接に繋がるいくつかの重要な「鍵」となる歴史的事象が顕著に観察できるフィールドである。その「鍵」となる歴史的事象とはなにか。第一には、遊牧民と定住民という習俗・生活様式・言語の異なる民族が、明確にそのアイデンティティなどの違いを認識しつつも、ひとつの国家体制内において新たな統治制度の創案という手法によって共生共存を図り、その結果としてその体制が一定期間機能し続けたこと。第二には、単に統治体制のみならず、言語・宗教・文化の面でも遊牧民と定住民の結節・融和の様相がみられ、独自の文化が展開したこと。第三には、都市制度の構築が代表例であるように、遊牧地帯における地域統治拠点や連絡手段等の整備と、それに伴う定住民の可住地域の拡大によって新たな物質生産・流通の展開がおこり、そこで構築されたシステムが後代の政権・国家においても採用・踏襲されていたこと、などが挙げられる。これらの歴史的事象の中には、東アジア史や内陸アジア史、ひいては世界史の各所に見られる民族問題や文化接触、生産様式の変化などの諸問題の解明・理解にも有益な示唆が多く含まれている。

ただ注意すべきは、本論考の序論の中でもずばり明確に指摘されているが、従来の研究においては、この国が「中華的」な国家であったか、あるいは「北族」・「内陸アジア」的な国家なのかという二者択一的で、かつ、あまり生産的ではない議論が主流を占めてきたことにより、正当な理解のための視座が歪められてしまったことである。さらには、

人口的には恐らく遼朝の過半数を占めていた定住民、特に漢人と渤海人の果たした役割や諸活動に関する研究は、契丹人の社会を扱った研究よりもはるかに僅少である。

この国において顕著に観察される「鍵」となる歴史的事象の解明のためには、この国の支配層であった契丹人の社会や制度ばかりでなく、この国の中で各種の技術・生産面の主要な担い手であった漢人や渤海人など定住民の動向や諸活動の研究の成果もバランスよく加味されなければ、当然ながらその本質は見えてこないであろう⁽¹⁾。

本論考は、見失われつつあった遼朝史研究の課題を想起させるとともに、内陸アジア史全体における諸制度の比較検討の重要性を示唆する内容でもある。御覧になる諸氏におかれては、荒削りな内容ながらもその中に見出しうる著者の渾身の指摘や真摯な取り組みの成果を是非とも汲みとって頂きたく思う。本論考に対して正当な理解と評価が与えられることを期待しつつ、解題の締めくくりとしたい。

解題注

(Ⅰ) 島田正郎『遼制之研究』一九五四 中澤印刷のち汲古書院より復刊 一九七三、同『遼代社会史研究』三和書房 一九五二、のち巖南堂書店より復刊 一九七八、同『遼朝官制の研究』創文社 一九七八、同『遼朝史の研究』創文社 一九七九、愛宕松男『契丹古代史の研究』東洋史研究会 一九五九、同『愛宕松男東洋史学論集』三三二書房 一九九〇、田村実造『中国征服王朝の研究』上・中・下 東洋史研究会 一九六四・一九七一・一九八五。

(Ⅱ) 愛宕松男『契丹部族制の研究』『東北大学文学部研究年報』三一九五二、のち前掲解題注(Ⅰ) 愛宕一九五九・一九九〇に再録。島田正郎「遼代に於ける契丹人の婚姻について」『史学雑誌』五三一九 一九四二、のち前掲解題注(Ⅰ) 島田一九七九に再録。同「再び契丹の婚姻について」『法律論叢』二九一・三 一九五五のち前掲解題注(Ⅰ) 島田一九七九に再録。

(Ⅲ) 武田和哉「遼朝の蕭姓と国舅族の構造」『立命館文学』五三七 一九九七、同「蕭孝恭墓誌よりみた契丹国(遼朝)の姓と婚姻」『内

陸アジア史研究』二〇二〇五。

(IV) 津田左右吉「遼の制度の二重体系」『滿鮮地理歴史研究報告』五一九一九、のち『津田左右吉全集』一二一九六四 岩波書店に再録。若城久治郎「遼の枢密使に就いて」『滿蒙史論叢』二一九三九。

(V) 武田和哉「契丹国(遼朝)の北・南枢密使制度と南北二重官制について」『立命館東洋史学』二四二二〇〇一。

(VI) いわゆる「征服王朝」論に関する研究については、補注の(一)を参照。

(VII) 森安孝夫「渤海から契丹へ」『東アジア世界における日本古代史講座』七 学生社 一九八二。

(VIII) 杉山正明「疾駆する草原の征服者 遼西夏金元」講談社二〇〇五。

(IX) 島田正郎「著帳戸」『遼代社会史研究』三和書房 一九五二。

(X) 幹魯朶に関する諸研究は、補注の(一〇)を参照。

(XI) 島田正郎「遼朝御帳官攷」『法律論叢』三八・一一九六四、のち前掲解題注(I) 島田一九七八に再録。

(XII) 澶淵の盟および契丹・遼をとりまく国際関係に関する研究については、補注の(八)を参照。

(XIII) 契丹・遼における仏教に関する諸研究については、補注の(二五)を参照。

(XIV) 護雅夫「Nokor考」『史学雑誌』六一・八 一九五二。

(XV) 武田和哉「遼朝の北院大王・南院大王について」『立命館史学』一〇 一九八九、何天明「遼代政権機構史稿」内蒙古大学出版社 二〇〇四。

(XVI) 島田正郎「皇族帳」『遼代社会史研究』三和書房 一九五二。

(XVII) 前掲解題注(VII) 森安孝夫論文、および武田和哉「契丹国(遼朝)の成立と中華文化圏の拡大」菊池俊彦編『北東アジアの歴史と文化』北海道大学出版会 二〇一〇。